

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成29年11月20日(月) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第14号 専決事項の報告について  
日程第5 議案第24号 平成29年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて  
日程第6 議案第25号 平成29年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

#### (教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

#### (出席職員職氏名)

部 長 兼 副 部 長	伊 賀 和 彦	参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴
教育支援センター長	瀬 野 克 幸	教育総務課長	縄 手 弘
学校教育課長	富 治 林 順 哉	教育支援課長	福 山 誠 一
源氏ミュージアム館長兼歴史資料館長	西 澤 久 美 子	教育総務課副課長	吉 田 秀 平
生涯学習課副課長	前 田 暢		

#### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

## 開 会 (午後5時30分)

**開会宣言** 教育長が11月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、加賀爪委員を指名する。

**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 報告

(1) 平成29年決算特別委員会について

(部局別審査：10月23日・総括質疑：11月7日)

(2) 文教福祉常任委員会について(平成29年11月9日)

(3) 平成30年度教職員人事異動方針及び実施要綱について

(4) 平成29年度京都府公立学校優秀教職員表彰被表彰者について

(5) 平成30年度市立幼稚園園児募集 入園願書受付状況について

(6) 源氏物語ミュージアム正月臨時開館について

(7) 「要望書」等について

(8) 宇治市教育委員会後援事業について

以上8件を報告する。

---

[説 明]

**(1) 平成29年決算特別委員会について**

(部局別審査：10月23日・総括質疑：11月7日)

総括質疑について10人中6人の方より教育に関する質問があった。1つ目は山崎議員から「大久保幼稚園の廃園方針について、これまで課題とされていた3年保育や預かり保育を実施せずになぜ廃園をするのか。」また「10月の臨時教育委員会で方針決定し、すぐに文教福祉常任委員会に報告、12月に条例改正とあまりにも拙速である。」と質問があった。これに対し、「3年保育や預かり保育は試行実施をしていく。宇治市就学前教育のあり方検討委員会や公立幼稚園の検討委員会のまとめを受けて方針を出し、それに基づいて実施していく。」と回答した。2つ目は坂本議員から「菟道ふれあいセンターの建て替えにつ

いて、課題の耐震問題がある中、青少年指導センター・大久保青少年センターの建て替えはないのか。」と質問があった。これに対し、「公共施設等総合管理計画に基づき他の施設との複合化も含めた建て替えを検討している。」と回答した。3つ目は宮本議員から「就学援助について入学準備金（新入学学用品費）は、入学前に支給できないのかと以前質問があった際、検討していると答弁があったがどんな課題があるのか。」と質問があった。これに対し、「入学前に支給となると、他市への転出・転入や私立・国公立等へ入学の際の事務取扱また学校での支給事務との関係上、調整が必要である。」と回答した。4つ目は中村議員から「就学前教育（公立幼稚園のあり方）についてもっと大きな見通しを示した上で保護者や地元の方へ理解を求めるべきであり、丁寧さにかけている。」と意見があった。「見通しをという意見がある中、一方で議会から適正規模・適正配置の見直しのスピードが遅いとの指摘があり、早期に取組事項を示したものである。」と回答した。さらに中村議員から「福祉と教育の連携がもっと必要ではないのか。」と質問があった。これに対し、「スクールソーシャルワーカーの活用や今年度から平盛小学校において放課後子ども教室を開設している。」と回答した。5つ目は池田議員から「学校におけるいじめの把握はどのような形で行っているのか、また SNS 上でのいじめの対応はどのようにしているのか。」と質問があった。これに対し、「府教委が行っている学校公式サイトを検索システムを通じて小中学校にも内容を伝え指導をしている。いじめを全て把握する事は困難であるため、非行防止教室や安全教室を開き、アンケートや日常の気付きを大切にいじめの早期発見に努めていきたい。」と回答した。「LL ブックの配置について学校図書館に LL ブックを置いていくことが必要ではないか。どのように考えているのか。」と質問があった。「障害のある児童の学習・生活上の困難を改善・回復に期待されることから、LL ブックや音声図書が活用できるよう学校図書館の整備について学校に周知していきたい。」と回答した。他に片岡議員から学校教職員の勤務実態についての要望があった。

## （２）文教福祉常任委員会について（平成 29 年 11 月 9 日）

### 平成 30 年度以降の公立幼稚園について

今般の方針を受け今後、預かり保育・3年保育の試行については要綱・規則等の改正、公立幼稚園の再編については宇治市立学校施設に関する条例の一部改正、事業実施には宇治市立幼稚園使用料条例等の改正をしていくことが必要であると報告をした。

これに対し、「大久保幼稚園について 12 月定例会で提出する議案とは市教委が何を判断し求めるのか。」と質問があり、「大久保幼稚園の場所や名称を削除する条例の改正である。定員等は幼稚園規則により市の方針で実施し、12 月議会に提出する条例が市の決定事項と考えている。10 月 3 日に常任委員会に提出した方針に基づき市教委として実施していきたいと考えている。ただ議会で 4 園体制を維持せよとなれば、教育委員の意見を聞きながら検討となる。」と回答した。

「保護者説明会にて、大久保幼稚園が廃園となり私立幼稚園には通えないとの保護者の意見に対し、市教委は大久保幼稚園以外の公立幼稚園へと回答だったが、車がなくて子どもをそこまで連れていけるのか、あまりにも配慮がないのではないか。」と意見があった。こ

れに対し、「現在、大久保以外から通っている方がいるので同じ対応でいく。また、保護者全員の理解を得られる事はないが、少しでも保護者の不安解消に努めていきたい。」と回答した。

他の議員から、「幼稚園募集状況について、なぜ人数が減少しているのか。」と質問があった。

これに対し、「就学前児童の保護者の働き方やライフスタイルの変化で保育のニーズが高まり、公立幼稚園・私立幼稚園と共に減少傾向である。」と回答した。また他の議員からは、廃園条例が提案・否決となった場合休園と決定せず強い意志で遂行していくべきだとの意見があった。

宇治市総合野外活動センターの使用料等における見直しについて

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料等における見直しについて

(仮称)宇治市図書館事業計画(初案)に係るパブリックコメントの実施について

---

#### [質 疑]

[委 員] 公立幼稚園のあり方、大久保幼稚園の廃園の方針について2点質問がある。1つめは決算委員会や文教福祉常任委員会でいろいろな議論があったが、その後具体的に何か対応したのか。2つめは各幼稚園の説明会での説明の受け止め方や説明に関する意見等はあったか。

[事務局] 対応については4園に対して保護者説明会を、大久保区に関しては改めて説明会の要求があり、実施に向け日程を調整中である。説明会については3年保育・預かり保育を以前から要望をしていたが、実施することなく園児減少のため廃園するとはどういうことか、まず要望を実施するべきとの意見があった。また、どのような議論がなされたか、保護者への事前説明がないままなぜ廃園が決まったのかとの意見があった。

### (3)平成30年度教職員人事異動方針及び実施要綱について

平成29年11月14日付で京都府教育委員会が平成30年度の教職員人事異動方針及び実施要綱を出した。

方針については新学習指導要領への改訂に対応するため学校における働き方改革を着実に進め、指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るとともに、教職員のライフステージに応じた資質向上を図り、学校全体の教育力を高めていく必要がある。その方針に基づき、重点項目1.の項目において、新学習指導要領への対応について追記された。

実施要綱については、亀岡市に義務教育学校(亀岡川東学園)が設置されたことに伴い、「義務教育学校」と文言が追記された。また、「3異動基準」の「(2)一般教職員人事の力」において、少子化や教育改革の動向等に適切に対応するため、各種の兼務について追記したことが主な改訂内容となった。

各学校長には、11月27日に校長会議を開催し説明する。日程については、3月16日内示、4月1日発令、4月2日辞令交付の予定である。

#### **(4) 平成29年度京都府公立学校優秀教職員表彰被表彰者について**

本制度は、平成14年度に創設されたもので、宇治市では、昨年度までに合計40名が表彰され、今年度は、宇治中学校教諭の森田佳慧、神明小学校教諭の山本志信の2名が表彰された。

なお、表彰式は、去る11月8日に京都市ルビノ京都堀川で実施され、府内34名1団体が表彰された。

#### **(5) 平成30年度市立幼稚園園児募集 入園願書受付状況について**

平成29年10月26日(木)、27日(金)に入園願書の受付を行った結果、4歳児については4園で合計45名の応募があった。昨年度については10月3日、4日の2日間で44名の応募があったため、今回は1名の増加となっている。また、現4歳児の進級予定者が50名であるため、来年度は合計で95名となる見込みである。なお、4歳児、5歳児ともに定員に達してないため平成30年1月31日(水)まで引き続き募集を行っていく。

平成30年度のクラス数見込みは、4歳児、5歳児とも各1クラスの4園で合計8クラスとなる見込みである。

#### **(6) 源氏物語ミュージアム正月臨時開催について**

本市の観光振興及び地域の経済効果に寄与し、入館者数の確保を目的に平成10年度の開館当初から毎年正月臨時開催を実施し今回で20回目を迎える。今年度は平成30年1月2日(火)3日(水)の2日間で1時間遅い10時からの開館、閉館は通常通り午後5時となる。観覧料は通常通り、展示ゾーンでは企画展「寿ぐ屏風絵」を開催、情報ゾーンでは、だれでも参加できるワークショップ「ドットあつまる!」を実施する。喫茶・土産物コーナーも通常通り営業する。昨年度の正月臨時開催の入館者数は2日間で707人、1月の入館者数4,346人の約16%を占めている。

#### **(7) 「要望書」等について**

平成29年11月6日付で大久保区の北村一之区長より「大久保幼稚園の廃園に反対し、存続を要求します」との要望書の提出を受けた。

内容については、1つ目に地域の幼児教育の拠点であり、また地域の防災拠点(避難場所)である大久保幼稚園の廃園に反対し存続を求める、2つ目に宇治市教育委員会の決定を白紙に戻し、保護者や地元の住民の意見・要求を十分に聴取し再検討することを要求する、3つ目に保護者や地元住民への説明もなく、合意もない中で一方的に12月議会で廃園のための条例案を提案しないことを要求する、以上の内容である。

---

[質 疑]

[委 員] 大久保幼稚園が地域の防災拠点であるとの記載があるが、今後どのような対応をするのか。

[事務局] 大久保幼稚園の今後については具体的な決定をしていない。大久保幼稚園の敷地は借地であり地権者（旦棕神社）と相談の上、今後の対応や危機管理部門を含めて検討していく必要がある。宇治市公共施設等総合管理計画に基づき、他の施設機能との統廃合や複合化で公共施設の適正な配置や効率的な管理運営の検討を進めている。また、決算特別委員会の中で大久保青少年センターも耐震に課題があるとの意見があるため、それらの意見を参考に考慮していく。

[委 員] 教育委員会は宇治市の子どもたちにとってより良い教育が行われるように環境面も含めて議論を交わしてきた。そのことを市民の代表である議会に丁寧な説明を行い、再編等について理解を得られるよう最善を尽くすことが必要である。

#### **( 8 ) 宇治市教育委員会後援事業について**

京都軟式野球連盟主催の第 2 1 回西日本軟式野球選手権大会ほか 1 6 件、計 1 7 件の事業について後援した。

#### **日程第 4 報告第 1 3 号 専決事項の報告について**

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものである。

宇治市少年補導委員の委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則 4 条第 1 項第 4 号の規定より 1 0 月 2 0 日に専決処分を行った。委員名簿に記載してあるとおり、1 名の委員の委嘱を決定した。

少年補導委員については、青少年の非行防止を目的に日々補導活動・社会環境浄化活動を推進している。今回、1 2 月 1 日付で 1 名の追加委嘱を行い、少年補導委員の人数は 1 2 1 名となり、男女別では、男性 6 1 名、女性 6 0 名となった。

[質 疑]

[委 員] 御蔵山で追加されたのは要望があったのか。

[事務局] 定員に欠員があったのではなく、定員 2 0 0 人以内のため追加した。

日程第5 議案第24号 平成29年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成すること

[説明] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。このたび最終的な報告書としてまとめるにあたり、本委員会に諮るものである。

本報告書は、「本点検評価の趣旨及び対象と方法」、「教育委員会の活動状況」、「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」で構成されている。

「教育委員会の活動状況」は、教育委員会会議の開催状況、処理議案及び報告案件、また教育委員の研修・各種行事等への出席など、教育委員会の活動状況について記載している。

「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」には、「宇治市教育振興基本計画」の施策体系を示し、「宇治市教育振興基本計画」の14施策の目標値・指標値の進捗状況一覧をまとめている。目標値・指標値の実績値だけの点検でなく、目標値に対する進捗状況を自己評価することで、施策の進捗管理に努めている。平成28年度に実施した事業のうち主要な88事務事業についての個別票となっており、事業の取組状況や成果を取りまとめ、点検を踏まえて今後の課題や方向性を検証している。

なお、本報告書をまとめるにあたり、教育に関する学識経験者として、京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授の竺沙知章氏、同大学教育学部教授の榊原禎宏氏の二人から、「本報告書(素案)」や、「宇治市の教育」などの関連資料を踏まえ、教育委員会活動及び主な88事業について、宇治市教育振興基本計画に基づき、課題整理や事業展開の方向性などについて、意見・助言等をいただいた。意見書については、本報告書の最後に添付している。

なお、本議案は議決いただいた後、宇治市議会に報告書を提出し、市民の皆様へは市のホームページに掲載し公表することとしている。

[質疑]

[委員] 素案を見せていただいていたが、今日の議案に至るまでの間に、教育委員からの意見により変更した部分はあったのか。

[事務局] 小中一貫教育の評価の部分で各学校は学校評議員に確認・助言をいただいております。それをブロック単位で評価する指標がある。

目標値は10ブロックあるが、平成27年度は1ブロックしかできていなかったが、平成28年度は2ブロックになった。しかし、目標値の10ブロックからは遠い状況である。

実際、小中一貫教育の各小中学校の取り組みについては、学校評議員

には丁寧に説明し意見をいただいているところであるが、ブロック全体となると中々できておらず、目標値自体が高いことを説明させていただき、意見書76頁(7)の表現を若干変更させていただいた。

[ 討 論 ] なし

[ 採 決 ] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第6 議案第25号 平成29年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について**

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[ 説 明 ] 平成29年12月宇治市議会定例会提出議案として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき宇治市長から11月20日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としてこの内容に異議がないとするものである。

提出議案は、「宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を制定するについて」である。

まず「宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」の改正内容は、宇治市公立幼稚園検討委員会からの提言を踏まえ、本市の公立幼稚園が将来に渡り持続可能で効果的・効率的な幼稚園体制を構築し、今後ともよりよい就学前教育が提供し続けられるように、取りまとめた「宇治市公立幼稚園の今後のあり方について」に基づき、現行の4園体制を見直し3園体制とするため、所要の改正を行うものである。

具体的には、宇治市立大久保幼稚園を廃園とするもので、改正条例の別表において、文言削除を行っている。

次に、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」及び「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を制定するについて」の改正は、宇治市総合野外活動センター及び宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料について減免規定の取り扱いの変更に伴い、所要の改正を行うものである。

使用料の減免は、市長が決定するものだが、両施設において、指定管理者



がその業務を行っていた。このことについて、現状の事務手続き等を精査する中で是正措置として同条例の一部改正議案を市議会 12 月定例会に提案するものである。

具体的には、現行で両施設の使用料に関する規則において減免後の使用料を定めているものを、改正後は減免ではなく使用料として条例に定めるものである。

なお、規則に定めている現在の減免項目のうち、その他市長が特に認める場合による減免については、該当する事象が生じた時に対応できるように減免項目として残すこととする。また、施行期日は、平成 30 年 1 月 1 日からとする。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**閉会宣言** 教育長が 11 月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後 6 時 10 分)